

○議事日程

令和4年3月16日（水） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	坂口	正	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	傍島	敬隆	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	小関	久志	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君  
総 合 政 策 課 長 摺 田 真 広 君  
学 校 教 育 課 長 五 藤 政 志 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 朝 倉 修 一  
書 記 渡 邊 二 志 夫

開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番  
後藤友紀議員、7番 櫻井 明議員の両名を指名します。

第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 皆様おはようございます。9番議員、木下でございます。議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。通告に従い3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、人員不足が深刻化する中、教育現場の現状と課題についてお伺いをいたします。

文部科学省の調査によれば、全国の公立小中高校特別支援学校で昨年4月の始業日時時点で1,897校で2,558人の教員が不足しているとのことでもございました。そのうち小学校では4.9%に当たる937校で1,218人、中学校では7.0%に当たる649校で868人の教員が不足との結果でもございました。

こうした事態に対し、ある小学校では教頭などの管理職が学級担任を代替したり、中学校や高校では教科担任の不足で一時的に必要な授業が行えないなどの影響があっ

たとありました。背景には、団塊世代の大量退職に伴い多くの自治体が採用人数を増やしたことで、講師の候補者が正規採用され、代替要員となる人材が不足していることが指摘されています。また、世代交代で若返りが進む現場では、教員が子育て期と重なり、産休、育休の教員が増えている事情もあるようでございます。

また、教員職は長時間勤務、過酷な職場と敬遠されることも教員志望者が減少していることの原因の一つと言われております。事実、学校教員の任用試験実施の今年度の状況では、受験者の減少で、小学校の競争率は2.6倍で過去最低、中学校は4.4倍で過去2番目の低水準でした。こうした現状は、学びの質の維持の向上が容易ではないということになると思います。そこでお伺いいたします。

1つ目、岐南町の教育現場の現状と課題をお聞かせください。

2つ目、本来教員の仕事はやりがいがあり魅力ある仕事のはずでございませう。そうした方向に導くために必要な具体的取組等をお聞かせください。

御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） おはようございませう。木下議員、1項目め、教員不足が深刻化する中、教育現場の現状と課題の1番目のご質問、教育現場の現状と課題についてお答えをいたします。

公立小中学校等の教職員定数は、標準法で規定されている学級数等に応じて計算される基礎定数がございませう。基礎定数とは、校長が学校に1人、教頭・副校長は学校に原則1人、学級担任は学級に1人等決められているものでございませう。これに政策目的に応じて配分される加配定数がございませう。加配定数とは、習熟度別指導のための少人数指導の実施、あるいはいじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題のために、学級担任等の基礎的な教職員定数とは別に、毎年度予算の範囲内で措置されるものでございませう。

令和3年度岐南町の現状は、小中学校ともに教職員定数は配置できております。したがって、教頭等の管理職が学級担任を代替することや、教科担任の不足で一時的に授業が行えないなどの影響はございませうでした。しかし、加配教員につきましては、小学校では配置できましたが、中学校では1人未配置の状況でございませうました。また、年度途中の産休、育休、病休等の代替教員がなかなか配置できないという現状もございませう。

令和4年度につきましては、教職員定数は配置できる予定であり、教頭等の管理職が学級担任を代替することや、教科担任の不足で一時的に授業が行えないなどの影響はない予定でございませう。しかし、加配教員等につきましては、令和3年度よりさら

に厳しい状況となっております。そうした中で町費においてアシスタントティーチャー、学習支援スタッフ、教育支援スタッフを配置いただいているおかげで、児童生徒の落ち着いた学校生活にもつながっており、大変ありがたく思っております。

令和4年度以降も子供たちのより多くの笑顔を生むためにも町費のアシスタントティーチャー、学習支援スタッフ、教育支援スタッフ等の配置、充実を継続してお願いしたいと思っております。

続いて、2番目のご質問、やりがいや魅力のある仕事に導くために必要な事項や具体的な取組についてお答えをいたします。

子供たち一人一人と向き合い、一緒になって授業や活動に取り組み、子供たちの笑顔や感動、成長を喜びとすることが教員のやりがいであり、魅力であると捉えております。

木下議員ご指摘のとおり、現在教員志願者の減少をはじめ、教員不足が深刻化してきておりますが、そうした喜びや魅力が様々な原因による多忙化や多忙感、疲労感により消されてしまっている現状があると思っております。それらを払拭するために、教職員のワークライフバランスに目を向け、早く帰宅する日を設けることや、時間外勤務を減らす取組を行い、翌日に疲れを残すことなく、健康で生き生きと子供たちに向き合うことができるよう、働き方改革を進めているところでございます。

もちろん時間だけの問題ではございません。ICTを活用して業務の効率化を図ること、学校の業務を見直し精選を図ること、退職された先生に協力をいただき、教員数を確保すること、後ほどのご質問にも関連しますが、小学校での教科担任制を実施すること、教育活動の意図や内容、活動の様子等の情報発信を通して保護者との良好な関係を保つこと。こうしたことが順方向に動くことで時間が生まれ、教職員の負担感が減り、教員の本分である授業づくりや子どもづかみに力を注ぐことができるようになると考えております。

また、キャリア教育におきましては、今まであまり取り上げられなかった教員を取り上げ、厳しきの向こうにある感動や喜びを含め、教職という仕事の理解を促すことや、教材研究を深め、児童生徒の知的好奇心を高めながら、楽しそうに授業を進める教員の姿に触れることで、教員への憧れを抱く児童生徒も生まれてくると思います。また、親身になって相談に乗ってくれた先生の思い出が教師の道を選ぶことにつながる可能性もあります。こうしたサイクルが教員不足の解消につながっていくものであり、現在教壇に立っている先生方の子供との関わりや姿こそが次世代の教員養成になくはないものと考えております。

教育委員会としましては、先生方に教師冥利に尽きる経験を積み重ねてもらうこと

を願い、働き方改革と教師力の向上が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 2項目めの質問とさせていただきます。2項目めは、小学校の教科担任制実施の状況についてお伺いをいたします。

文部科学省は、令和4年度より小学校5、6年生の一部教科で教科担任制を始めるとありました。文部科学省は、義務教育9年間を見据えた指導の実現と、また高学年の担任の授業を週平均25時間から20時間に減らすことを念頭に計画を立てたとありました。しかし、先ほどお伺いしましたように、教員不足が心配されている中、現場の対応をお聞かせください。

1つ目、文部科学省はどの教科を教科担任制の教科の対象としているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目、岐南町の教育現場における対応と、令和4年度の実施状況をお聞かせください。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員、2項目め、小学校の教科担任制実施の状況の1番目のご質問、文科省はどの教科を教科担任制の対象教科としているかについてお答えをいたします。

文部科学省は、令和3年7月義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議の「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について」の「小学校高学年における教科担任制の推進方策について」の中で、優先的に専科指導の対象とすべき教科について、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と、中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当と考えられるとしております。

続きまして、2項目めのご質問、岐南町の教育現場における対応と令和3年度の実施状況についてお答えをさせていただきます。

岐南町の小学校高学年では次のように教科担任制を推進しております。東小学校においては、5、6年生において、外国語、理科、体育、社会、音楽、家庭科を、西小学校におきましては、5年生において外国語、理科、社会、音楽、家庭科、図画工作、6年生において、外国語、理科、音楽、家庭科、図画工作を、北小学校におきまして

は、5年生において、外国語、理科、音楽、図画工作、6年生において、外国語、理科、音楽、家庭科を実施しております。また、教科担任制ではございませんが、少人数指導として算数を実施するなど、指導法の改善に努めております。

この教科担任制によって、1つ目、専門性豊かな教員の授業により、児童が深い興味、関心を持ちながら学び、授業の目標を達成しやすくなること、2つ目、教員にとって授業準備の効率化につながることで、3つ目、複数回の授業実施により授業改善が図られること、4つ目、担当教科が減ることに伴い教材研究の充実につながることで、5つ目、複数の教師による教科指導により多面的な指導、支援ができ、児童に関わり学年間で共通理解ができること、6つ目、学級間における評価の差がなくなり、より公正、公平な評価ができるとともに、評価に基づいた授業改善ができることなどの効果があると考えられます。こうした教科担任制を充実させるために、学校規模に応じて教員免許に考慮した教員配置を考える必要性が生まれてくると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 続きまして、3項目めの質問に移らせていただきます。3項目めは、ヤングケアラーの実態と対策についてお伺いをいたします。

障害のある家族、病気の家族の介護や、幼い兄弟の世話など、子供としてはお手伝いの域を超えた重すぎる家事や世話を担う18歳未満の子供、ヤングケアラーの存在が今注目されております。過度な負担が学業や生活、ひいてはその子の人生に深刻な影響を及ぼすことが指摘されております。

昨年、厚生労働省と文部科学省による初の全国調査が行われました。調査は、公立中学校2年生と全日制高校の2年生、そして通信制高校の生徒を対象に行われました。その結果、中学2年生の約17人に1人の5.7%、高校2年生では約24人に1人の4.1%が世話をする家族がいると回答したとありました。言い換えれば1学級に1人から2人のヤングケアラーがいる可能性を示しております。世話の内容は、祖父母の介護、兄弟の保育所等への送迎、料理や掃除、洗濯などの家事全般を独りで担うといった、手伝いの範囲を超えたものが多くありました。世話をする頻度もほぼ毎日が中学2年生対象者の45.1%、高校2年生では47.6%に上り、ともに1日平均で約4時間を家族の世事に費やしており、約1割は7時間以上と答えたといえます。これでは勉強はもちろん、クラブ活動や友人との交流も難しく、心身の影響も心配されます。そして、さらに深刻なことは、4割近くの子が自らをヤングケアラーだと自覚していないということです。そのことがまた周りの大人に相談したことがないヤングケアラーが半数いるとのことにもつながります。

中には、独り親世帯の子供で、自分が世話をすることが当たり前とっていたり、そして親も過度な負担を強いていることに気づいていないといった要因が指摘されております。中には、母親が重度の鬱状態のため、17歳の息子が家事や買い物、通院の付添いなどを担い、ついには高校を中退し、ひきこもりになった事例もあるとのことでございます。

こうした中、具体的な対策として孤独、孤立に陥っても支援を求める声が上げやすい地域社会、誰も置き去りにしない地域社会を目指し、相談体制の整備の推進が必要と考えます。そこで6点、お伺いをいたします。

1つ目、岐南町における現時点のヤングケアラーの実態をお聞かせください。

2つ目、ヤングケアラーの実態調査として、学校、子育て支援センター、地域等の連携で把握されていると思いますが、その具体的調査活動をお聞かせください。

3つ目、現時点のヤングケアラーへの具体的支援をお聞かせください。

4つ目、今後ヤングケアラーへのアウトリーチ型支援の実施は必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

5つ目、今後ヤングケアラーを発見するための着眼点や支援のつなぎ方のマニュアル作成等はどうにお考えでしょうか、お聞かせください。

6つ目、ヤングケアラー発見と、相談しやすい環境づくりのため、教職員、児童生徒へのヤングケアラーについて学ぶ機会を持つことは必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 木下議員の3項目目、ヤングケアラーの実態と対策についての1番目のご質問、岐南町における現時点の実態についてと、2番目のご質問、実態調査については関連がございますので、併せてお答えを申し上げます。

ご指摘のヤングケアラーに関する実態調査は、岐阜県では令和2年8月に県内42市町村の要保護児童対策地域協議会を通してヤングケアラーに関する臨時調査を実施いたしております。この調査では、令和2年8月31日時点で、要保護児童等として支援対象とされている児童のうち、本来大人が担うような家族の介護や世話をすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の児童の有無について回答いたしております。

岐阜県が公表した調査結果によれば、要保護児童等として登録されている児童約2,400人のうち36名がヤングケアラーに該当し得るとされ、そのうち2名が本町に在住いたしております。ただし、この結果は要保護児童対策地域協議会が定期的に行っ

ている状況把握の中で判明した児童に限られるため、県はこの調査結果を氷山の一角と捉えております。

ヤングケアラーは実態が見えにくい問題であり、ヤングケアラーという言葉自体を聞いたことがない児童も多く、問題と認知されず、適切な支援につながっていない可能性もございます。そのため、相談窓口の充実を図り、かつ子育て世代包括支援センター及び福祉関係部署、教育委員会、要保護児童対策地域協議会が連携して、ヤングケアラーに該当し得る事例について継続して調査を進めてまいります。

次に、3番目のご質問、現時点の具体的支援についてと4番目のご質問、アウトリーチ型支援の実施については関連がございますので、併せてお答えを申し上げます。

現在、本町では一人で悩みを抱えたり、相談相手がいなかったりと、孤立している子供たちに対して「悩み相談ダイヤル」などの相談窓口の利用を呼びかけておりますが、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見するためには、福祉、介護、医療、教育など多機関連携によるアウトリーチ支援の必要性が求められており、把握に向けた積極的な取組を進めているところでございます。

また、国もヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、学校等の連携プロジェクトチームを立ち上げ、今後取り組むべき政策案の一つに、多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてのモデル事業・マニュアル作成を挙げており、国のこうした取組に合わせて対応してまいる所存でございます。

現状のヤングケアラーに対する支援といたしましては、子供にとってどのような状況が望ましいのかを支援者が子供と一緒に考え、子供自身の理解、納得を得て、福祉サービスや医療機関、自立相談支援機関などの児童福祉に限定されない多様な機関へ支援をつないでいくことが重要でございます。

子育て世代包括支援センターでは、子ども家庭支援員、心理担当支援員、保健師による聴き取りや家庭状況の把握などから、状況に応じて助言または支援機関につなぐ体制を構築しているところでございます。しかしながら、子供本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいケースがあり、ヤングケアラー発見のための着眼点や対応する上で配慮する事項など、ヤングケアラーについて学ぶ研修会に参加するなど、より適切な支援に努めてまいりたいと考えております。また、ヤングケアラーの早期発見のために、民生・児童委員や子ども食堂、学習支援を実施している社会福祉協議会等地域との連携も強化してまいります。

ヤングケアラーは、その名称や概念自体の社会的認知度が高いとは言えないことから、町といたしましては、広報紙やホームページ、ライン等のSNSを活用した啓発を通じて、周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子供が担



っている家事や家族のケアの負担に気づき、支援につなげることや、ヤングケアラー自身の自発的な相談ができるよう積極的な周知に努めてまいります。

そして、ヤングケアラーが子供らしい暮らしができるよう、家族へのケアに係る負担を軽減、または解消できるよう世帯全体を支援する視点を持って、福祉や介護サービス等の利用申請やケアプランの作成が行われるよう、関係サービス事業者への周知をはじめ、連携した対応ができるようにすることや、幼い兄弟の世話が過剰な負担となっていないかについては、保育所等の関係機関とも連携を取りながら把握や支援に努めてまいります。

さらに、支援につないだ後も、子供の権利が守られているかを定期的にフォローし、地域で見守っていくことも欠かせません。今後もヤングケアラーとその家族の将来のために町では切れ目のない支援を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 続きまして、5番目のご質問、ヤングケアラーを発見するための着眼点や支援のつなぎ方と、6番目のご質問、発見と相談しやすい環境づくりのために学ぶ機会について、併せてお答えさせていただきます。

困り感のある児童生徒の背景には様々な家庭の状況があると認識し、場合によってはスクールソーシャルワーカーや福祉部局などの関係機関とともにケース会議等を開き、それぞれの機関の強みを生かして複数の目で見守ることができるよう支援の方向を確認しています。こうした現在行っている個別の支援にヤングケアラーという視点を加え、児童生徒を見ていく必要性を感じています。

ヤングケアラーの早期発見に向けては、健康に生きる権利、教育を受ける権利、子供らしく過ごせる権利など、本来守られるべき子供の権利が守られているのか、その子供はヤングケアラーであるのか、家族の状況はどうであるか、子供がサポートしている相手や時間など、ヤングケアラーである子供の状況はどうであるか、子供自身がどう感じ、どうしたいと思っているのかなど子供本人の認識や意向はどうか、以上のような視点からアセスメントを行い、児童生徒を把握し理解をすること。

そして、支援に当たっては、ヤングケアラーであることを子供や保護者等が認識していないことを考慮した対応をしていくこと、ケアを担っていることを否定しないこと。ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮をすること、子供に対するメンタル面のサポートや子供自身が必要とする支援につなぐこと、また家族の調整が必要であることなどに留意する必要があると言われております。

ヤングケアラーに関する教職員の認識や、児童生徒自身の自覚がまだまだ十分でな

い現状であり、深めていくためにも教職員を対象とした研修や、地域福祉等を考える機会を通してヤングケアラーの実情や支援方法について周知を図ってまいりたいと考えております。

ヤングケアラーや支援者の声として、同情されたくない、病気や障害を負ったことは誰かの責任ではない、ケアをしたくないわけではなく、人並みとは言わなくても、子供いられる子供時代を送りたいだけ、子供たちは家族を支えたいといった純粋な思いで動いていることも少なくない。ヤングケアラーという言葉で一括りにするのはなく、各家庭の背景や子供たちが抱く家族への思いなどもしっかり酌み取った上で支援を進めてほしいなどの思いが聞かれます。

そうした声に寄り添いながら、本人たちが望まない方向に支援が向かないようにすること、ヤングケアラーの支援は、偏見や社会的な疎外感を作らないよう配慮して広げていくこと、ケアラーそれぞれの介護への向き合い方を肯定することに留意をしながら、福祉、教育医療、就労支援、地域関係者などの総合連携の支援体制を整備すること、家族だけでケアを抱え込まないよう、家族丸ごとのケア体制を考えていくこと、現在行われている子供支援に向けた地域人材や福祉サービスを活用すること、孤立しやすいヤングケアラーへの声かけ、相談、ヤングケアラー同士の交流支援、学習支援など、福祉サービスではカバーできない地域の助け合いや支え合いなどの柔軟なサポートに取り組むことが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 1点再質問させていただきます。

ヤングケアラーの問題は、国、県におきましても、現場の市町においてもまだまだ的確な手が打てていない現状であると思いますが、ご答弁にもありましたように、現在把握されている状況は氷山の一角であり、一刻も早く実態をつかむ必要があると思います。そして、該当するそれぞれの子供たちに的確な支援が行き届くよう早急の体制づくりを求めますが、それぞれの計画及び推進等について再度お聞かせください。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 木下議員の再質問、ヤングケアラーの問題点についてお答えを申し上げます。

岐阜県では来年度このヤングケアラーの問題解決のために実態調査の予算を計上し、県全体として実態把握を行うとともに、ヤングケアラーの専門職を設置することとなりました。小学生や中学生等にとって家族を介護しながら学業を両立することは

容易なことではございません。介護に時間が割かれることで宿題や勉強の時間が取れない、睡眠時間が確保できない、友達と遊ぶ時間がない等、充実した学校生活を送るためのかけがえのない時間が失われ、精神的な負担や肉体的な負担が重なり、体調等を崩してしまうことも十分に考えられます。生徒の中には家族の面倒を見るのは当たり前だと考え、自分の将来の目標を諦めてしまっている生徒もいるのではないかと推測されます。また、学校や公的な相談機関へ助けをためらい、結果的に悩みを独りで抱え込んでしまっている生徒もいるのではないかと考えられます。

町といたしましては、子育て支援に携わる方や、地域全体でヤングケアラーと思われる児童生徒に頻繁に声をかけていただける体制を構築し、児童生徒に寄り添った実態把握に努めるとともに、教育委員会と連携を密にし、学校において児童生徒の様子から、ヤングケアラーの実態を把握することにつきましても協力を求めてまいります。

なお、関係機関において、ヤングケアラーの実態を把握した場合には、保護者の同意を取り速やかにケース検討会議を開催することとし、国や県の動向を注視しながら、県中央子ども相談センターに設置されるヤングケアラー支援専門職につなぎ、助言を求め、児童生徒にとって最善な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） おはようございます。8番議員の渡邊です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

1つ目は公園についてご質問いたします。

市町村の全区域及び市街地における住民1人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ10平米以上、5平米以上を参酌すべき基準として定めている。この都市公園の重要性の一つとして、緑とオープンスペースは子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然との触れ合い、レクリエーション活動、健康運動、文化活動など、多様な活動の拠点となり、これからは公園の整備、管理や緑化活動へより一層住民が参加することを期待されていることから、国も進めている事業であります。

1、住民1人当たりの公園面積は国の基準に届いているのか。

2、国の基準に届いていない場合、岐南町として今後どのような対策を考えているのか、お答えください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 渡邊議員の1項目めのご質問、公園についての1番目、住民1人当たりの公園面積は国の基準に届いているのか、及び2番目、今後どのような

公園整備の対策を考えているかは関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

良好な都市環境を形成するために、長期的な観点に立って公園を計画的に整備し、適切に管理していく上で、公園をどの程度確保すれば満足すべき生活環境となるか、定量的に明らかにする必要があるとございます。

都市公園法施行令第1条の2項では、市町村区域内にあっては、都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とする一方、当該市町村における市街地内での都市公園住民1人当たり敷地面積の標準は5平方メートル以上とするとしております。

また、岐南町の都市公園条例でも都市公園法に準拠し、公園の住民1人当たりの敷地面積の標準を10平方メートル以上としております。しかし、町内の大半が市街化している現状を鑑み、公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上を公園の規模の基準とし、現在も整備を進めているところでございます。

現在、本町における公園の設置状況は、八剣北公園、蛇池公園、平島公園の都市公園3か所と、26か所の運動広場等がございます。それに薬師寺9丁目木曾川河川区域内に位置します国営木曾三川公園岐南・笠松緑地を加えますと、公園緑地としての合計が10.6ヘクタールとなり、住民1人当たりの敷地面積は4平方メートルであり、現状では基準を下回っております。

しかし、厚八グラウンドや羽栗社会教育施設グラウンド、羽島用水上部利用空間及び中部排水路沿いの歩道空間を公園に代替する施設として考えた場合、合計面積は16ヘクタール、住民1人当たりの敷地面積は約6.1平方メートルとなり、市街地における公園の標準規模を満たします。また、多面的な機能を持つ市街化区域内農地・市民農園などを緑空間と捉えた場合、区域内における住民1人当たりの敷地面積を十分確保することができます。

議員ご承知のとおり、岐南町の約93%が市街化区域でありますので、既存都市公園の0.25ヘクタールを設置基準とする住民の利用に供する身近な街区公園などの新設整備を実施することは、現在の町内における土地利用状況を考えますと、公園用地の確保について非常に困難であると考えます。

したがって、今後につきましても、都市再生整備事業にて既存公園の改修整備をいたしましたように、その時々ニーズに応じた公園施設の改修整備を継続し、多くの町民が集い、憩える場としての公園の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目の質問をさせていただきます。2つ目は、雑草駆除についてご質問させていただきます。

毎年、雑草除去費が約940万円以上計上されており、行政の負担になっているとともに、雑草が生長し高くなると景観が悪くなるだけでなく、道路の角が見えにくくなり、住民からは「ぶつかりそうになってひやっとした」「いつ事故が起きても不思議ではないので、早く雑草を刈ってくれ」「草が道路にはみ出してきて、車で通ると車体が傷つく」など、交通事故予備軍や交通の障害にもなってきております。

雑草駆除について、筑後市では筑後市クリーク対策事業としてヒメイワダシソウを栽培した結果、危険で重労働な草刈り作業も不要になり、雑草除去削減にもつながった事例もあります。また、身近では洋芝ですが、ほかにもダイカンドラ・エメラルドフォールズ、タイム・ロンギカウリス、リシマキマ・ヌムラリア・オーレアなど、1平米550円程度で手間要らずで栽培できます。岐南町でもグランドカバーの導入を図り、景観をよくするだけでなく、交通事故防止と経費削減をしていくべきではありませんか。町長のご返答をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 渡邊議員の2項目めのご質問、雑草除去についてのグランドカバー事業の導入を考えるべきではについてお答えいたします。

道路の管理に当たり、路肩の雑草は通行に支障を来すばかりでなく、車両運転者が歩行者を視認する際にも支障が出るため、適切に除去をしなければならないものと留意しております。しかし、堤防道路や排水路が並走する道路では繁茂する雑草の生長は著しく、その除去に苦慮しているのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、道路橋梁維持管理事業では道水路草刈り業務委託料といたしまして、今年度も956万4,000円を計上しております。しかし、町内全ての箇所に対応できるものではなく、交差点付近や通学路といった道路管理に特段注意を払わなければならない箇所にて草刈り業務を実施しているところでございます。

議員ご提案のグランドカバーによる雑草対策につきましては、本町においても過去に堤防のり面でヒメイワダレソウを一部導入した経緯がございます。しかし、クリーク対策事業で多く導入されましたヒメイワダレソウは、現在生態系被害防止外来種の陸生植物108種に指定され、繁殖力が非常に強い植物として紹介されております。河川区域や公園での緑化、その他管理の行き届く公共施設での雑草対策としては有効であります。しかし、農地や民家の庭等が付近に点在する道路、水路沿いではその繁殖力が旺盛なことから、耕作地及び民地へ侵食するおそれや、生態系の変化を引き起こ

す問題も危惧されております。植栽に当たっては注意するよう環境省より示されております。

その施工方法につきましても、あらかじめ雑草を根から取り除き、表土をほぐし、不陸がなくなるよう整地をし、植栽マットを継ぎ目のないよう敷き詰め、目土を施し、定着するまで定期的に散水をするなど、生育するまでの管理に手間と時間を要します。また、病害虫や蒸れなどによる枯損を防ぐためには適度な剪定作業が必要であり、景観を保つためには結局刈り込み作業を実施しなければならず、クリーク事業のような水辺のない市街地内では、植栽後もうまく生育しない可能性があるとも指摘されております。グランドカバーによるのり面整備は景観上非常に美しく見える一方、除草と同等の維持管理費が必要となる場合がございます。

本町ののり面を含みます路肩の管理、点検につきましては、従来どおり除草作業を第一に考え、今後も通行者の支障にならないよう、安全な道路、水路の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） おはようございます。3番議員、松本でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目質問させていただきます。

まず初めにですが、まん延防止等重点措置について、岐阜県は3月21日解除の方向性であると、東京、大阪、愛知については本日方針を決定するとのことでしたが、この措置の解除がどのような形となって現れてくるのか想像が付きません。解除とはいっても、3密を回避することや、マスク、消毒の徹底はしばらくは続くのでしょうか。今後もしばらくコロナ禍は続いていくとは思いますが、これまでの自粛や制限による活動の停滞などで世界の国々で経済や生活は疲弊しています。無論この日本も、当町もです。

3月議会は新年度予算の上程がありますが、財政も厳しい中、コロナの先を見据えた新規事業が盛り込まれています。反面、疲弊した部分をどのように回復するのか、一度止まってしまった活動をどのように再動していくのか。失った筋肉ですら3倍以上の時間がかかると言われております。筋肉どころの話ではありませんが、これらに

も同様に取り組んでいかなければならないと思います。

前置きはここまでにして、質問に移らせていただきたいと思います。

まず1つ目、1つ目については3点、質問のほうをさせていただきたいと思います。

1つ目は、名鉄岐南駅前広場整備事業及び駅の今後の展望についてです。

1つ目、名鉄岐南駅前広場整備事業として5,400万円ほどの支出を計上されています。今年度中に運行されるコミュニティバス運行事業やデマンドタクシーの増車のこともあり、より一層の安全性の確保や利便性の向上ということではありますが、町として認識している岐南駅の現在の利用状況、そしてコミュニティバス運行後の利用状況と、どれほど状況が変化するか。また、それを踏まえて、運行開始前の事前整備の必要性があるという理由をお尋ねします。

岐南町第6次総合計画で、岐南駅整備は「満足度は低いものの、重要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき項目」とあります。

続いて、2つ目です。12月議会で櫻井議員が、岐南駅前広場改修計画について一般質問をなされており、利用者数や電車停車数のお話もありましたが、岐南駅は普通列車しかありません。そのため利用者は限定されると思います。岐阜市を含め岐南駅周辺の住民で一宮、名古屋方面への通勤者は名鉄笠松駅もしくは岐阜駅を利用している状況です。もし、岐南駅においても時間帯限定でも急行列車などのダイヤ改正があれば、利用者数の増加につながり、それこそ1番目の質問にある整備事業の効果も大いに期待できるのではと考えます。ダイヤ改正の件は一例として、町として名鉄岐南駅をどのような駅として位置づけしていくのか。現在の利用状況で特にお考えはないのか。駅を中心に商業や交通の中心として開発を考えているのか、計画があればこれらも含めてお尋ねします。

岐南町第6次総合計画で「公共交通は重要度が高いにも関わらず、満足度が低く、優先して充実が求められている項目」となっており、ダイヤ改正は有効な事案でもあるとは思います。

では、最後の3点目。岐阜市は令和4年度の当初予算案で、名鉄名古屋本線の鉄道高架化事業に併せ、名鉄岐阜駅から南東約1キロに新駅を設置し、その周辺道路や駅前広場を整備する土地区画整理事業の測量調査などを始めるとあります。

簡単にこの事業計画の概要をお話ししますと、名鉄岐阜駅から名鉄岐南駅間の2.8キロを高架化し、この区間にある加納駅と茶所駅を統合した新駅の設置を行い、この統合駅を中心としたまちづくりと一体的な整備を行うものです。着工から完成までは15年かかると言われる大プロジェクトでもあると言われます。

この事業に接続する名鉄岐南駅にはどのような影響があるのか。大きな事業でもあ

り、岐阜市との連携で、単独より岐南駅の今後の展望につなげやすくなると思います  
が、町としてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

以上、3点の質問の答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松本議員の1項目め、名鉄岐南駅前広場整備事業及び  
駅の今後の展望についての1番目のご質問、運行開始前の事前整備の必要性について  
と、2番目のご質問、岐南駅及びその周辺地域のこれからをどう描いているのかは、  
関連する事柄でございまして、併せてお答えいたします。

議員ご質問にありますように、令和11年度までのまちづくりの指針「岐南町第6次  
総合計画」の中では、住民アンケートの結果に基づき今後のまちづくりの方向性を分  
野別に重要度と満足度の観点から分析しており、岐南駅整備事業は、「満足度は低い  
ものの重要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上してい  
くべき項目」の領域に属しております。一方で、公共交通事業は、「重要度が高いに  
もかかわらず、満足度が低く、優先して充実が求められている項目」の領域に属して  
おります。

このように重要度が異なり、関連する2つの事業、岐南駅整備と公共交通を併せて  
考えるとき留意しなければならないのが、住民アンケートの実施期間にはコミュニテ  
ィバスは運行していなかったという点でございまして。新しいコミュニティバスが岐南  
駅前に停車することを前提にしますと、2つの事業の重要度と満足度の属する領域、  
言い換えれば住民のニーズも変わると思われます。そういったことなどを十分考慮し  
た上で、これまで両事業の計画の内容を検討してまいりました。

議員ご質問の最近の岐南駅の利用状況を、鉄道と、町が運行するデマンドタクシー、  
駐輪場の使用実態、以上の3点から申し上げたいと思います。

まず、鉄道につきましては、岐南駅の1日の電車の本数が平日137本で、令和3年  
度上半期の1日平均乗降人員は1,888人でございました。新型コロナの影響があるか  
もしれませんが、ここ5年間の1日平均乗降人員に大きな変化は見られませんでした。  
次に、町のデマンドタクシーにつきましては、57か所の停留所を設置しており、1か  
所当たりの年間平均利用者数が27人であるのに対し、令和2年10月から令和3年9月  
までの岐南駅停留所の年間利用者数は94人で、岐南駅は多くの方に利用されている停  
留所と言えます。そして、駅前広場の重要な施設である駐輪場につきましては、およ  
そ160台の駐輪スペースがほぼ使用されております。現況は以上のとおりでございま  
す。

新しいコミュニティバスの運行が始まってからの岐南駅の利用状況のそれぞれの変



化につきましては材料に乏しく、この時点で見通すことが困難ではありますが、令和4年9月からの運行により、町民の移動の手段と機会が増えれば、駅利用者も一定程度増加するのではないかと推測いたします。

新しいコミュニティバス運行事業の実施に併せて行う名鉄岐南駅前広場整備事業の必要性、すなわち目的とするところは、駅の利用者を増加させるためではなく、駅出入口と広場をつなぐ横断歩道の新設や、コミュニティバスやタクシー停留所の設置、また駅出入口近くへの駐輪場の移設、さらに広場を今より明るくするための照明灯の更新などにより、駅前スペースの安全性と利便性を改善するためでございます。さらに、野外避難場所並びに地元自治会の強い要望による地域のオープンスペースとしての機能の保持でございます。

町では令和17年を目標年次とする「岐南町都市計画マスタープラン」において、町内唯一の駅である名鉄岐南駅の周辺を今後の高齢社会を見据え、自動車依存社会から徐々に公共交通機関活用社会に向け名鉄岐南駅の積極的な活用を目指し、現状の商業機能の維持、及びさらなる集積を高めた地区商業拠点と位置づけるとしております。

このたびの事業は、当該マスタープラン実現に向けての重要な施策の一つであり、それがもたらす効果により駅を拠点に交流人口の増加に向けた流れをつくってまいりたいと考えております。

また、議員ご提案の名鉄電車のダイヤ改正、急行列車の停車などのご要望につきましては、町の発展につながることでありますので、駅利用者の動向を注視し、増加傾向が見られた場合、名古屋鉄道株式会社に申し入れ、話し合いの場を持ちたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 松本議員の1項目めのご質問、名鉄岐南駅前広場整備事業及び駅の今後の展望についての3番目、単独よりも広域連携することで相乗効果を見込めるのではについてお答えいたします。

岐阜県と岐阜市が共同で進めております岐阜駅周辺連続立体交差事業は、多くの県民に利用されます名鉄名古屋本線において、沿線地域で発生する交通渋滞、騒音、地域コミュニティの分断を、鉄道の高架化により解消することを目的とし進められております。令和元年度に都市計画決定が完了し、令和4年2月28日には国（国土交通省）から事業認可を取得したところでございます。

議員ご承知のとおり、令和4年度岐阜市当初予算案には、加納、茶所2駅の統合駅周辺開発に伴う調査・用地測量等の関連費用が盛り込まれました。市が計画する統合

駅周辺には中山道の城下町加納宿があることから、それを生かした誘客もできないかとの意見も上がっているようです。また、統合駅建設に併せ周辺地域の区画整理事業も計画しており、駅を中心としたまちづくりが一体的に行われます。

統合駅は岐南駅より1.5キロメートルほど北に位置し、岐南町からのアクセスとしては、境川、県道岐阜環状線、新荒田川を越えなければならず、統合駅が建設されなくても、岐南町民の利用者は少ないものと考えます。

なお、令和2年度に加納駅及び茶所駅の利用状況につきましては、加納駅1日平均414人、茶所駅1日514人とどまり、岐南駅につきましては1日平均1,641人と、普通列車のみの停車駅でございますが、多くの方が利用している状況であります。

また、岐阜市厚見地区の方の岐南駅利用では、笠松駅などで特急に乗り換える方が多く見受けられることから、現在のところ統合駅の運行ダイヤは未定ではございますが、統合駅が岐南駅の利用者数に及ぼす駅は小さいものと考えます。

次に、岐阜市との連携による岐南駅の今後の展望についてでございますが、岐南町は岐阜県の中でも経済、産業、文化等の都市機能が集積する中心都市圏域に位置し、主要国道、鉄道等も結節する広域交通網の中に存在します。岐阜市の中心市街地から岐南駅周辺を含む範囲は、「多様な都市機能が集積した中心市街地と身近な生活拠点を互いに連携し、快適に暮らせる都市の創造を目的とする場所」として広域都市計画である岐阜都市計画区域マスタープランにおいても位置づけされております。

コンパクトな町である岐南町においては、都市施設の配置を含め、都市計画の全てを町単独で進めることが困難であるため、県都岐阜市と隣接する2市3町にて岐阜都市計画協議会を設立し、市町を超えて都市計画について協議の場を設けております。今後も引き続きこの協議会を活用し、岐阜駅周辺連続立体交差事業の情報収集に努め、事業の推移を注視してまいります。

統合駅の建設は、広域都市計画、岐阜都市計画区域の中で総合的に整備がなされるものであり、名鉄連続立体交差事業関連区域に隣接する岐南駅においても広域交通網を担う駅として十分に役割を果たすものと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。最近「鶏が先か卵が先か」という言葉が様々な面でよぎります。整備事業については熟考を重ねた結果であると思っておりますが、事業実施後においても効果検証を、事業の精査、見直しを重ねていただきたいと思っております。

では、2項目目の質問に入らせていただきたいと思います。2項目めも3点ほど質

問のほうをさせていただきたいと思います。

2項目め、公共施設のハード面の整備計画について。

1つ目、公共施設の老朽化が進んでおり、今年度予算においても様々な場所で修繕が行われています。図書館も特にトイレや階段等の老朽化が進んでおり、安全性や利用意識を高めるようなハード面での整備はどのように考えておられるのか、今後の計画についてお尋ねします。

2つ目、1つ目の質問で触れた図書館についてですが、図書館をただの蔵書の箱物として終わらせるのではなく、岐阜市のメディアコスモスのような「知識・絆・文化を育む施設」と位置づけ、複合施設として生まれ変わらせることや、またシンボルとして魅力があり、人が集まる施設として設置を進めている自治体が増えてきています。箱物行政から脱却し、つながりの部分にも目を向けることで、教育や文化のみならず、人々との交流も深まり、転入者の多い当町においてもコミュニティーの形成や定住化に有効であると考えます。現在の問題、課題点、未来に向けて、岐南町における図書館の位置づけについてお尋ねします。

最後、3点目になります。2つ目の質問で、図書館についてはお尋ねさせていただきましたが、今年度の新規事業計画にもある羽栗グラウンドの取得について、予算の厳しい現状にある中で老朽化の修繕計画も多々あり、全額自主財源を当て込んで取得する必要性を、現在の利用状況、土地の面積や所在位置のメリット、今後どのような整備計画があり、町にとって有効な活用になると考えておられるのか、お尋ねします。

以上3点の答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 松本議員の2項目め、公共施設のハード面の整備計画についての1番目のご質問、老朽化の進んでいる図書館の今後の整備についてお答えいたします。

岐南町図書館は地域を支える情報拠点として、県内町立図書館の先駆けとして昭和57年に開設し、延べ床面積866平方メートルと小規模ながら令和2年度の来館者数も4万3,895人、個人貸出数は約8万9,458冊と、子供から高齢者までの多くの町民に親しまれております。

現在、図書館を取り巻く社会状況は、IT技術の向上や普及、少子高齢化、余暇やレジャーの多様化など大きく変化している状況に加えて、デジタル化によるレファレンスサービスの在り方や、コロナウイルス感染対策の対応等も考える必要があるなど、社会の状況を踏まえて岐南町に必要な図書館運営を考えながら、ハード・ソフト両面による改善をしていかなければならないと考えております。

岐南町の図書館施設は、図書館の建設から40年が経過しており、ハード面での老朽化、年々増える蔵書に対応するため収容能力への対応、図書などの盗難等に対応するための防犯対策等の課題等があります。これらのことを考えると、開設から40年が経過し、施設の老朽化に対応する改修は必要と考えており、将来的には複合施設も必要だと思いますが、現時点ではハード面における課題は長寿命化などによる改修で対応したいと考えております。

その中でも議員ご指摘のトイレの段差解消の対応は必要と考えますので、図書館全体の状況を考慮しつつ、時期を見ながらトイレの段差改修を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 松本議員、2番目のご質問、岐南町図書館の位置づけについてお答えいたします。

図書館は社会教育法や図書館法にのっとり設置される社会教育施設の一つであります。羽島郡二町の「社会教育の方針と重点」では、基本目標を「生涯学び、生かし、活躍できるように、スポーツ・文化など学びの環境を整えます」としています。岐南町図書館は、この目標を具現するための社会教育施設であり、生涯学習の場、家庭教育の場であると考えております。

一方で、令和3年度社会教育調査によりますと、岐南町図書館には図書や雑誌など約8万冊の蔵書があり、十進分類から見ても満遍なく整っております。毎年計画的に新書を入れたり、他の図書館とも連携を図ったりしており、利用者のニーズに応じて読書生活を支援し、町民一人一人の生涯学習の場になっていると考えています。

また、図書館には絵本や児童書など子供向けの図書が約2万7,000冊あります。親子で来館し一緒に本を選んだり、借りた本を読み聞かせたりすることで、図書館は家庭教育を進める一つの場にもなっていると考えています。

このように岐南町図書館が町民の生涯学習、家庭教育に果たす役割は大きいと言えます。現在、県では地域づくり型生涯学習の推進を図り、生涯にわたる学びの機会の充実と地域社会の活性化を目指すと言われております。図書館の事業において、地域住民のつながりにも目を向けていくことは大切な視点と考えています。

現在、町民の中には図書館で絵本の読み聞かせ活動を長年続けている方々もおみえになります。まさしく「生涯学び、生かす」という地域づくり型生涯学習の姿だと考えております。現在は感染症対策のため十分できておりませんが、つながりの視点を持ってさらに工夫していくことは大切と考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松本議員の3番目のご質問、財政が厳しい中で今羽栗グラウンドを取得する必要性とはについてお答えいたします。

岐南町・笠松町羽栗社会教育施設、通称羽栗グラウンドは「町民の心身の健全な発達並びに体育、レクリエーション、その他の行事に供する」ことを目的に、岐南町伏屋7丁目96番地に設置した施設でございます。運動場やテニスコートなどで構成され、面積はおよそ1万3,115平方メートルで、笠松町と本町で共有しております。住宅地に位置し、駐車場もあり、町民にとって利用しやすい施設であると認識しているところでございます。

この施設の現在の利用状況についてご説明いたします。登録団体はおよそ25団体で、スポーツ少年団に属する子供たちからグラウンドゴルフを楽しむ高齢者まで幅広い世代の皆様にご利用されております。施設の稼働率は他の類似施設より高く、およそ46%で、サッカーや野球、テニスなどを愛好する町民によりスポーツやレクリエーションの振興に活用されております。

町といたしましては、本年度笠松町のほうから、当該施設のうち笠松町が所有する6,772.86平方メートルの土地について売払いの意思表示がありましたので、住宅地における快適な生活環境の維持と、スポーツやレクリエーションで心と体の健康保持増進を図るなどの福祉向上のため、地域創生福祉振興基金の一部を取り崩し、不動産鑑定評価に基づく価額で購入しようとするものでございます。購入することによりまして、当該施設の運動場などの機能が維持でき、また施設を管理する上での意思決定は、以後本町単独でスピーディーに行えるようになります。

今のところこの施設に関する新たな整備計画などは持っておりませんが、公有財産の取得後は将来的な転用の可能性を視野に入れることで、本町の様々な課題の解決や地域創生にもつながる大変有益な経営資源になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

再開に当たりまして、注意事項ですが、議場においてはスマホ等使用禁止でございます。また、会議中に急な体調不良等は例外として、退席したりはできませんので、

岩田議員には注意をしておきます。

なお、野原教育長は公務のため午後の会議を欠席、代わって五藤学校教育課長が出席いたしますので、ご承知おきください。

では、一般質問を再開いたします。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、3項目について分割質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、今回のロシア軍の侵攻によって被害に遭った罪のないウクライナ国民の方々に哀悼の意を捧げます。

それでは、質問に入らせていただきます。1、住民サービスの向上について。

先日、こんな相談が私にありました。ある人が車が故障してしまい、緊急で車を購入することになり、土曜日に住民票がどうしても必要でした。今の時代、住民票はコンビニで取れるだろうと思い、コンビニに行き取ろうとしたら、岐南町は対応しておらず取れませんでした。早く各種証明書をコンビニで取れるようにしてほしいという相談でした。

昨今、デジタルトランスフォーメーションが広く認知され、町民の方々の行政に対する様々なサービス向上のスピード感がより高い水準で求められています。そこで、3点質問させていただきます。

一つ、コンビニで証明書を取れるのはいつになりますか。

二つ、役場窓口等でキャッシュレス決済を導入する考えはありますか。

三つ、その他取り組んでいる、または取り組もうとしている住民サービス向上施策はありますか。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 長谷川議員の1項目め、住民サービスの向上についての1番目のご質問、コンビニで証明書を取れるのはいつになるのかについてお答えいたします。

コンビニで住民票や納税証明書など各種証明書を取得できるようにするには、当該自治体がコンビニ交付システムを導入しなければなりません。本町は未導入のため、マイナンバーカードを所有していても、メリットの一つであるコンビニ交付が利用できず、住民からの導入要望は高まっていました。また、本町においてもここ数年でマイナンバーカード所有者が急増し、所有率も40%を超え、ますますカードの利活用が期待され始めています。

コンビニ交付システムの近隣市町の導入状況でございますが、岐阜県においては令

和4年度末までに約57%の自治体が導入し、岐阜県全体の人口カバー率は80%を超える予定です。これらのマイナンバーカードを取り巻く急激な状況変化を踏まえ、本町においてもコンビニ交付システム導入を前向きに検討してまいりたいと存じます。

なお、初年度に導入経費と利用料が約3,600万円、その後に利用料が毎年約670万円必要であることを申し添えます。これらには地方公共団体情報システム機構への負担金や、コンビニ事業者に支払う1通当たりの委託手数料115円が含まれております。

次に、2番目のご質問、役場窓口等でキャッシュレス決済を導入する考えはありますかについてお答えいたします。

このコロナ禍においては非接触型の有効な方法であり、以前から住民の方からも問合せがございました。導入費用が仕様によってかなり差があることから、会計処理の方法や費用対効果を十分検証し、手数料を扱う部署と協力しながらインフラ整備の一環として導入を検討していきたいと考えております。

最後に、3番目の質問、その他取り組んでいる住民サービス向上施策はありますかにお答えいたします。

ファックスによる岐阜地域、西濃地域、及び一部の中濃地域の住民票等広域交付サービス、住民票等の時間外交付サービス、ロビーに設置済みのマイナポータルを利用したマイナポイントの手続案内等のきめ細かいサービス提供を行っております。

また、令和5年1月に向けて転出転入の手続のワンストップ化を導入し、マイナンバーカードを利用しマイナポータルで手続を行うことにより、来庁不要で転出届を行い、転入先には転入届予約ができるようになるなど、住民異動手続が便利になる予定であります。令和6年度には全国どこの市町村窓口においても戸籍謄抄本が取得できるようなシステムの導入を予定しております。

今後も住民に寄り添い、より一層親切丁寧な住民サービスの提供を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 便利なサービスにはお金がかかることも重々理解しています。最小の投資で最大の効果が出るように、かつ迅速に住民サービスの向上に努めていただければと思います。

続きまして、2つ目の質問に移ります。2、ごみ袋について。

最近、町外の方との何気ない会話の中で、当町のごみ袋についての話になりました。現在、当町指定の可燃ごみのごみ袋は大・小と2種類あり、取っ手がついており、薄さは0.04ミリです。私は相模原市、名古屋市、岐阜市、岐南町で過ごしたことがあります。

ます。さらに、山口市、大阪市、吹田市、杉並区に住んでいる知人にヒアリングをした結果、数点の改良点が見出されました。

その中で、1つ目はサイズの問題です。現在の大サイズでふだんは特段問題はないのですが、イベントや引っ越し等の大量にごみが出るときには70リットル以上のサイズがあると非常に便利であると感じます。

2つ目は、令和3年の10月議会でもネーミングライツの質問をさせていただきましたが、当町の経常収支比率正常化のために財源を確保する意味や、その意識改革が必要であることから、ごみ袋にも企業広告を募集するべきであると考えます。そこで2点質問させていただきます。

一つ、大よりさらに大きいサイズ、70リットル以上の可燃用ごみ袋を導入してはどうか。

二つ、ごみ袋に企業広告を募集してはどうか。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の2項目め、ごみ袋についての1番目のご質問、大よりさらに大きいサイズの可燃用ごみ袋を導入してはどうかについてお答えいたします。

現在、可燃ごみを出す際に使用していただく指定ごみ袋の大きさは、長さ750ミリ、幅650ミリサイズのもの、長さ700ミリ、幅500ミリサイズのもの2種類をご用意させていただいております。容量で申し上げますと、それぞれ45リットル、30リットルに相当するものであります。また、ごみ袋の形状は平成29年度に従前の平袋型のものから、手提げ部分とマチを設けた形状といたしております。

マチを設けたことにより容量が幾分減じたものとなり、議員や環境美化監視員をはじめとする住民の皆様から、破れやすいとのご指摘をいただきましたことから、材質の見直しを行い、現在のごみ袋となっております。

議員ご提案の容量の大きなサイズのごみ袋については、住民がごみを搬出する際、できるだけ多くの量を詰め込み、できれば1袋で済ませたいなど、もう少し大きいごみ袋がほしいということは、以前令和2年12月議会においても同様のご提案をいただいておりますが、これまで大きなサイズについてのご要望は特にいただけていないところがございます。また、近隣市町におきましても、指定ごみ袋の最大サイズは45リットルが大半でありますことから、現状より大きなサイズのごみ袋の需要はそれほど大きくないものと考えております。

さらに、ごみ袋の容量を減ずるほど、ごみの減量効果があるとの研究結果もありますことから、大型のごみ袋を用意いたしますことは、かえって可燃ごみ搬出量の増加



を招くおそれもございます。

したがって、町民の皆様にご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ごみの減量を推進していくためにも、現在のものより大型の指定ごみ袋を用意する考えはございませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、イベントや引っ越しといった一過性で大量に排出されるごみにつきましては、町としては有償ではありますが、町の許可業者に処分を依頼するようお願いしているところであります。

続きまして、2番目のご質問、ごみ袋に企業広告を募集してはどうかにつきましてお答えいたします。

指定ごみ袋への広告掲載につきましては、県内において可児市、多治見市などがごみ袋に広告を掲載しております。また、全国においては多くの自治体のごみ袋の外装に広告を掲載しております。この方法はネーミングライツと同様、今ある資源を活用し、企業は宣伝効果を高め、自治体は自主財源の確保と双方にメリットがあるものと考えられます。本町のごみ袋の外装にも余白スペースがございますことから、広告掲載を行うこと自体は可能であると考えております。

議員ご提案の指定ごみ袋への広告については、ごみ袋とごみ袋の外装を含め、今後広告スペースを設けることによる指定ごみ袋の製造コストへの影響や、適切な広告掲載料、または広告掲載を希望する企業の募集方法などについて、指定ごみ袋の取扱いをお任せしております岐南町商工会も交え調査研究し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 今後、新しいごみ焼却場ができますが、その際に岐阜羽島衛生施設組合内の自治体で共通のごみ袋にするかどうかとか、資源ごみを分別せずに燃えるごみと一緒に焼却し、熱エネルギーで回収するほうが環境負荷を減らすのではないとか、取り組むべき課題は多々あると思いますが、行政、議会、町民と三位一体となっごみ問題に取り組んでいけたらなと思います。

それでは、最後の質問に移ります。持続可能な消防団の在り方について。

私も今度の4月から消防団に入団させていただきます。私の親族も徳田で消防団に入団しており、消防団の抱える問題など時折相談されてきました。現在、消防団の定員に対する人員は、各分団、さらには各班によって増減がかなりあります。なぜ人員が足りていないのかヒアリングをすると、昨今個人情報への厳格化に伴い個別訪問がなかなかしづらいという声を聞きました。また、日本全国での問題でもあります。地

域の結びつきの低下による影響もあると思います。そこで2点質問させていただきます。

一つ、人員不足に対して、町として今後行っていく施策はありますか。

二つ、火災発生時の人員不足時の緊急対応策は。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 長谷川議員の3項目め、持続可能な消防団の在り方についての1番目のご質問、人員不足に対して町として今後行っていく施策はありますかについてお答えいたします。

消防団員数の減少については、本町のみならず全国的な課題となっており、全国では2年連続で1万人以上が減少するという危機的な状況となっております。

一方で、災害が多発化、激甚化する中、消防団の役割も多様化し、消防団員の負担が大きくなっていることを踏まえ、国において「消防団員の処遇等に関する検討会」が開催され、その結果として、その労苦に報いるため消防団員の報酬等の基準が定められました。

なお、本町におきましては、その基準に基づき、今期定例会におきまして、岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を上程し、出動に応じた出動報酬を創設するなどの改正についてご審議いただいているところでございます。

また、これまで本町といたしましても、団員確保や活動の拡充に向け様々な施策を行ってまいりました。まず1つ目には、平成27年度には、班長を勤めた団員が退団することなく、次期分団長候補として在籍することができるよう、部長という階級を新設したこと。2つ目に、年額報酬を交付税単価以上に改正し、入団の年齢要件を原則30歳から40歳までに引き上げたこと。3つ目に、平成28年度には報酬や費用弁償について、団員個人に直接支給するように改正したこと。4つ目に、平成30年度には地域防災力の向上と女性ならではの視点での活動を促進させるため、女性分団を発足させました。5つ目としまして、令和元年度には町内在住時に団員であった者が町外に転出した場合であっても、本人が団員の継続を希望し、団長が認めれば継続して任用できるよう改正をいたしたところでございます。

岐阜県におきまして、今年度、県内の全消防団員に対しアンケート調査を実施しており、その結果、改善してほしい点や不満な点として、消防操法大会の実施が挙げられております。国においても冒頭で触れましたとおり、消防団員の処遇等に関する検討会における報告案の中で、消防操法大会については「消防技術の向上という本来の目的に沿うべきである」という指摘がなされ、実際に起き得る災害に合わせた内容にす

るほか、過度な競い合いを抑止するため順位をつけない発表形式などの検討が求められております。その結果、本年1月には全国大会消防操法実技の一部見直しが行われ、今までの消防操法要領から一部簡略化されたところであります。

消防団員にとって消防操法大会への出場は負担が大きいものではありませんが、消防操法そのものは消防団の消火活動の基本となる動作であり、大会を実施することで短時間で消防技術を習得できるという点において効果的であると考えております。仮に、消防操法大会に出場しなくとも、消防操法訓練または実際の災害に向けた訓練の実施は欠かせませんので、どのような実施が最善であるか検討していく必要があると考えます。

本町においては、操法大会は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった令和2年度と令和3年度を除き、毎年、町大会、郡大会、県大会のいずれかの大会に出場しており、次年度におきましては、羽島郡消防協会の代表として山県市で開催予定の県大会に出場することとなっております。

今後の消防操法大会の在り方につきましては、羽島郡消防協会を組織する笠松町消防団とも協議し、慎重に検討してまいります。

消防団の存在は、火災や災害が起こったときに必要性が認識されるものであり、現在在籍する多くの消防団員が誇りややりがいを感じておりますので、引き続き家族や地域、勤務先などへのPR活動を通して消防団活動へのご理解、ご協力を求めていくよう進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、火災発生時の人員不足時の緊急対応策はについてお答えいたします。

昨今の消防団員は、サラリーマンの割合が高く、とりわけ平日の日中に発生した火災においては消防団員が集まりにくい状況にあります。しかし、町内の火災発生時には羽島郡広域連合消防本部と岐南町消防団のみが活動するのではなく、火災等の際には近隣市町と相互応援協定が結んでありますので、近隣の消防本部からの応援出動があり、他市町の消防団からも応援がございます。本年度に平島で発生した建物火災については、岐阜市消防や各務原市消防に加え、岐阜市南消防団と笠松町消防団も応援出動してござっております。

また、平日の日中の火災には役場職員の中にも消防団員が8名在籍しておりますので、少なくとも消防車両2台が出動し活躍できるようになっております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。1時30分より再開いたします。

午後1時22分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、2項目、一括質問をさせていただきます。

1項目め、町長の施政方針と財政の硬直化による事業の見直しについてということですが、これ私が通告したやつに少しは自分の主観を入れながら、原稿どおり読めと言われても、私の主観を入れますので、よろしくお願いします。

財政の硬直化ということは2020年10月25日、町長が当選されたときに岐阜テレビで放映されまして、私はそのとき感激しました。前任者がやられたものに対して、財政が硬直化して事業の見直しをすと言った。僕は絶対やると思ったんですね。そういう中で少し読み上げながら、自分の主観というものを考えさせていただきたいと思えます。

財政の硬直化による事業の見直しは、当選されたときスピーチをされ、全くそのとおりであり感銘いたしました。しかし、事業の見直しが見えてきません。そのような中、予算編成作業に大変苦勞されたと思いますが、お金のお話をしたいと思い、経常収支比率に目を向けてみたいと思います。経常収支比率とは、ざっくりと言えば確実に見込むことのできる毎年の収入の何%を毎年必ず払わなければいけないお金に充てているのかを数値化したものです。これは行政の方であれば当然お分かりになっておみえだと思えます。この割合が高くなればなるほど家計に余裕がない状態であるとはいえ、いわゆる財政の硬直化とは90%以上の場合を言います。岐南町は全くそのとおりでございます。

臨時財政対策債2億円を経常一般財源として地方交付税で戻ってくる手法で土地を購入しても、将来ビジョンを計画して国からの補助をいただくことによって行う。また、臨時財政対策債を経常一般財源とすることは、子や孫にもローンを負担してもらって人並みの生活を維持しているということになります。それでも誰だって子供や孫に負担させたくない。やめることはできないにしても、できるだけ少なくしたいと思うはずですよ。ではどうすればよいでしょうか。

自主財源の歳入全体の59%、依存財源が40.6%、税収は1億円以上増えなければ、実質的の歳入増にはなりません。安定的な収入を直接に短期間で増やすためには、経常一般財源の税以外の収入を増やすことが必要になります。

そこで、経常一般財源の税以外の区分を見てみると、使用料、財産収入に目がとま

ります。公共施設は宝の山だ、これは役場は町一番の財産家です。予算編成に頭を悩ませる職員の皆さん、埋もれた宝はありませんか。目を皿のようにしてその1億円を見つけ出せです。

なお、経常一般財源に含まれませんが、国県支出金も財政運営に当たっては非常に重要な財源です。しかし、特にハード事業は国県支出金だけで事業ができるものではありません。事業予算には一般財源の起債がつきものになります。国や県からのお金が出るからではなく、現在のみならず将来の町民のこともしっかりと考えた上で、国県支出金がなくてもやらなければならない真に必要な事業だから実施されるものであってほしいと思います。

そのような中、給食費の一部有料化に伴う就学援助制度の推進、これ案ですよ、一くくりで考えなくてもいいから、もしこれをやるというのならば、そういうものをはり検討しなきゃならぬ。要支援1、2の個人負担の補助廃止、これは一回検討されるということも言っておみえになりましたね。コミュニティバスの75歳未満の運賃を上げるとか、これが一番僕大事なことやと思うんですが、家庭系ごみの有償化等々をお聞かせくださいということでもありますけど、岐阜羽島衛生施設組合の要するに建設に伴うシミュレーション、これインターネットのホームページにも載っておりました。恐らくこういうのはなかなかこのとおりに行かないと思いますが、今事業者を選定中というようなことで、令和9年度から開始だということになりますと、今は令和4年度ですから、あと5年後ですか。そんな簡単にできるかなと、環境調査とかいろいろあるし、地元住民のこととかいろいろありますから、なかなかそのシミュレーションにカウントしましても、今の段階では令和9年度というようなことでございますので、当然のことながら、羽島市が10月1日、家庭系ごみ、笠松町も10月1日から行っておるんですね。岐阜市は、これは家庭系ごみは無償ですけど、粗大ごみがチケットを配布しての有料化をしております。岐阜市はいいわね、今現在2か所ありますから。

そういうような状況の中で、こんないい機会はないですね。何でかというと、1億円のお宝が眠っております。笠松町、これを有償化したことによって1億円浮いちゃった。県下で2番目に財政状況がよくない笠松町が1億円を頭をひねってひねってやられたという状況ですので、岐南町も考えなければならない時期に来たんじゃないかな。この機会を逃したらもうできませんよ。かなりの町民の皆さん、ごみのこんなことはおかしいらどうのこうのと反発が出ましたけど、今のごみの量は減ったそうです。羽島市も笠松町もですね。だから、ひとつのこの短期間の中で非常に苦しい、町長を含めた行政側の苦しい時間があるかも分かりませんが、私はぜひこれは考えなければならないと思います。

なぜかと言うと、笠松町は2005年に15歳以上無料化をやったときに、ご存知だと思いますね。何でできたか分かりますか。笠松競馬のお金で基金を積み立てたお金がどくらいよけあったんですよ。岐南町の倍近くありました。それをやった。あともう一つは下水道の受益者負担金、ただですよ。1平米ただ。そういうようなことをやってお金がないために、例えば宅地開発しました、下水道の引込み、水道の引込みしてくれと言ってもすぐにできない。金があらへんから。岐南町は私の記憶でいくと、1平米450円か420円かどっちかちょっと忘れましたが、そういうふうで徴収した。岐南町正解やったんですよ。

そういうようなことで財政が圧迫したために、小学校へ戻して、そのときは岐南町は就学前までやった、医療無料化は。今は15歳までというようなことでありますけど、岐南町も笠松町も。この仕組みというのはご存知やと思いますけど、保険で、例えば7歳未満であれば2割、就学前やと2割、就学後やと3割負担は市町村やらなきゃならない。あと残りは協会健保というところが負担しています。

それを15歳まで岐南町は面倒を見ているわけなんです。高校医療無料化のところは、この前も言いましたように42市町村で22あるんですね。だから、そういういろいろなことを見たときに、何がいいのかということも考えたら、何でもかんでもサービス、サービスと、こんな消えるようなサービスをやるというのもいかなものかというようなことで、やはりこういう事業の見直しをぜひ、全部とは言いません。できるだけお宝を出していただいて、岐南町の将来の子供のためにやっていただきたいというのが私の考えであります。町長も恐らく、当初当選されたときは事業の見直しと言ってみえたんですから、ぜひあのときの感動を私に呼び起こさせていただくことをお願いしたいと思います。

施設方針について。

これはこの前読み上げられたやつの何ページで言いますが、2ページの公共施設の脱炭素化の推進とは具体的に二酸化炭素排出量－吸収量＝ゼロについてお聞かせください。

これは木下議員が言われたように、カーボンニュートラル宣言とかSDGsとかいうことで、カーボンニュートラル宣言は2050年までですか、そしてあとSDGsは2030年までということですので、公共がやらなければ、こんなもんは一般に広がらないと。だから、町長の施政方針の中にあっただけこれはずばらしい公約とは言わぬけど、方針だなというふうに思いました。

4ページ、岐南町第2次非常事態宣言の再延長の検討はよいが、岐阜県のまん延防止非常事態宣言の延長を受けた対策との違いは何かお聞かせください。

まん延のやつは岐南町は今ホームページでかなり省略してしまっているんですけど、岐阜県のはしっかりと何か書いてあって、字が細か過ぎて頭の中が分からぬようになります。そういうような状況でこの違いですね。

6ページの社会的弱者と言われる方々の声に耳を傾け、可能なものは直ちに実行するとは、例えばどのようなものか、お聞かせください。

8ページのデマンドタクシーの停留所の数を増やし、コミバスの停留所とつなぐとは、スムーズな連携を取れるのか疑問ですが、パターンをどのように検証されたのか、お聞かせください。

9ページの19歳から39歳のサンデー健診ですが、協会健保には一般健診と付加健診といい、それぞれ35歳以上、40歳以上が対象です。若いと受けなくてもいいという考えで合っています。若いと病気になる確率が低いため、費用対効果が低いからです。体調が悪いのならそのことに特化した検査を受けるべきなので、健診より内科受診をしたほうがいいと思います。ドックを受けるより費用は安く済み、一般健康診断は事業者が労働者に対して1年に1回以上実施することが義務づけられています。その内容は、身体検査、血液検査、トントントンとあって尿検査、X線検査とかあるわけですね。基本的なものが中心で20代から30代の人が毎年1回受けているのが一般健康診断ですとあるんですけど、これやるところが結構あるんだね。この前、要するに保険に入っていない奥さんとか高校や中学校の子供はどうなるんやというようなことを、全くそれもどうなるんやというようなことは、やる方法があるんです。だから、私は見た目だけやないかと言うのは、岐阜県で、北方町の言葉が出ましたので、北方町も調べました。そのほか、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、この近隣であれば大口町、財政力が非常に高いところ。要する、北方町はわかば健診というようなことで心電図ありの場合は1,000円、心電図がない場合は500円とか何とかとあってあります。実質的に配偶者とかそういう人たちは、協会健保の中で被保険者として健診をしなさいよということで、40歳以下の方にも要するにお願いというか、義務づけというか、そういうようなことが起きるとんです。

そういうようなことで心配は要らないよと思うし、小中高の方々は、高校はあかんけど、中学校まで医療無料化やないですか。そうすると、国民健康保険とかそういうもので結構健診の内容が濃いんです、こんな特定健診でも。なぜかと言うと、私実際に人間ドック毎年やっておったんです。いろいろと体が不自由になってから特に思ったのは、病院の院長とも仲よくなっておる、岐南町やないですよ、岐阜市の院長、仲よくなって、岩田さん、健康診断でやっていけば、特定健診、人間ドックの数値のデ

一タよりも血液でかなり分かるそうなんです、すごく厳しいです。それでひっかかったんです。だから、私は1年に1回血液検査をお願いしてやっておりまして、それで病気がぼろぼろ、膵臓悪くなるは、胆嚢はなるは、胆管はなるは、命何回救ってもらったのという話になってくるわけなんです。

だから、この前も厚労省で、これは40歳未満の方は健康診断をすべきであるというようことをたしか担当のほうから言われました。これは調べました。そのとおりですね。健康診断やればいいんですよ。やればいいんだけど、やらなくてもそういう保険者とか、そういう健康保険で病院の先生にちょっと具合悪いけど、悪くなくてもちょっと健康診断やないけど、血液検査してもらえぬやろうかと言うと、そういう血液を検査する機関を持っている病院ないしはクリニックであれば、しっかりと病気を見つけてくれます。がんであれば何やしらぬという数値が異常に上がってくるし、白血球の量も増えてくるとか何たらとか言いよったですよ。

というようなことでありますので、健康診断をやるのはやぶさかではないんやけど、余りにも少ないんやったら、不用額にするんやったら、本来使えるところへやはりお金は使うべきではないかなというふうに思ったわけであります。

続きまして、40歳以上の方は特定健診ですが、内臓脂肪に起因するメタボリックシンドロームは生活習慣病の大きな原因になっており、その対策を行えば医療費の削減にもつながると考えられることがあります。当然のことですね。

次、11ページ、東小学校北舎の増築工事ですが、15年前に児童が増えるため北舎の増築するための設計図書が某設計事務所で作成されましたが、児童の転入見込み違いにより中止となり、数百万円の設計費が支払われました。現構造基準にもクリアしており、使用できると思いますが、どうなったかお聞かせくださいというようなことで、これも教育のほうから何か、あれは構造基準が変わって数値がどうのこうので使えないたら何たらというようなお話をされましたね。あの当時と構造基準が変更になった、難しいことを言うと、偏心率とか剛性率とか、保有水平耐力とかという二次設計のやつがかなり厳しくなったんです。なかなかそんなもの簡単についていけないんです。そういうようなもろもろのことが私は勉強がおろそかになったためにもうやめたわけですが、いずれにしましてもあのときには、また子供が増えたら使えるでというようなことやったもんでお尋ねしたわけです。この前やったら、使えんよと。たしか防衛庁の三条防音の申請をされたりとか、文科省のほうへ、何か東京へちよいちよい行かれたんですね。物すごい補助メニューが結構あるもんで、ぜひやらなあかんでと言って。そんなもん子供、こんな少子化時代で減るかも分からへんのやで、プレハブでやって、とりあえずそれで様子を見ながらやればいって言っておって私は反対しました。



ちよびっとばかり増えることに対してやったら。

そしたら、案の定何やこれはという話、どぶに捨てたのと一緒だねと私は思ったんですけど、こんな十何年たっておるわけですから。だけど、使おうと思えば使えると言いながらでも、はっきり言えればいいですよ。これは文科省はペアガラス、防衛省は普通のロートガラスの厚さの太いやつでと、エアタイトだから、文科省の基準に合わないから無理ですと、基準に合いませんと言っていたもので、ああそうですかということなんです。

次、2項目めの令和4年度の新規事業と予算全般について。

1、経常収支比率が90%と聞いておりますが、経常一般財源は市町村、地方譲与税、普通交付税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち、用途の特定されないものの中で、経常的経費と現行の行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費のことで、義務的経費、一次経費とも例として庁舎の管理費、職員の人件費や生活保護費、公債費が挙げられます。経常収支比率は一般的に70から80%が適正水準と言われており、これを超えるとその地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常的経費の抑制に留意しなければならないと。これ一時、報道では91%が90.8%と出ました。その後どうなったかちょっと私は分かりませんが。

地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動や地域の社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面、行政活動の多様化などから人件費等経常的経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況であるので、一層の財政構造の弾力性の確保が必要となります。そのような中で予算全般から見て予算編成が行われ、管理費、職員人件費や生活保護費、公債費の経常経費の削減をどのように努力されたか、お尋ねしたいと思います。

今の岐南町は、自由に使えるお金が非常に少ない。それで、笠松町は今度岐南町に羽栗グラウンドを売ったお金を何か基金に積み立てするというようなことであります。一生懸命あそこはあそこで努力しておみえになるわけではありますが、私どもも、恐らくこの岐南町もサービスの高いレベルのまま維持すると、ほかのほうのサービスをカットするか、笠松町、隣のことを言っただけは悪いですけど、あのようなふうになるわけにはならないと思います。

それにはやはり次の羽栗グラウンドの土地の財政のことですが、財政調整基金で財源に充てる、これ財政調整基金じゃくて、何か地域創生福祉振興基金ということだそうですので、私はちょっと地域創生福祉振興基金、条例は読みましたけど、私のおら

ぬときに可決しておみえになるもので、何を目的でこの特定基金を作ったのかな、知ってみえますか。だけど、議会議決しないと条例なんかできませんから、知らなあかんはずや。昔の議長に聞いても、おたくのときやろと、知らんがなど。

だから、取ってつけたような福祉、グランドボールとかゲートボールをやれば、福祉の目的でということ基金を崩しておみえになりますけども、ちょっとこういうことは、やはりそういう基金の崩し方というのは僕はよくないなど。当然、財調なんて崩したらとんでもない話なんですね。それは分かりました。

僕は説明の中で財調を崩したというふう聞いたもので、その上で財調崩した、こんなの崩して予算に回すのはおかしいということをおったけど、この地域創生福祉振興基金、これの個性的魅力あるふるさと事業を推進し、町民の地域における福祉活動の促進、この福祉活動の促進というのは恐らくそういうことだと思うんですけど、快適な生活環境の形成を図るための目的で設立されたその基金との、土地を買うことに対しての整合性、これをご説明くださいということなんです。

何かその当時に目的があったんやったら、やっぱりそのとおりに使わなあかんと思うんですね。条例せっかく作ったんですから。勝手に知らぬ知らぬで進むわけにいかんんですね、これは。

次、コミュニティバスは走らせてほしいという人の声はいまだに私の耳には聞こえませんが、運行の目的が買い物、医者へ行くためということですが、空バスがもし続いても廃止されるバスの代替となると、バスの運行存続そのものが目的となってしまう。利用者が少なく赤字で悩んでいる事例が多いが、では需要予測では何人乗る予定だったのですかと聞くと、ほとんど沈黙してしまう。

営利法人であるバス事業の主目的は利益を得るためであります。しかし、自治体はバスを運行する主目的は利益ではない。赤字は確かに好ましいことではないが、黒字でなければやめてしまうという問題ではありません。例えば、高齢者福祉として税金が増えるわけではなく、その意味で赤字だがやめていいのだろうか。自治体のバスは高齢者の移動手段確保、公共交通空白地帯の解消など、必ず行政的な目的があるはずなんです。

誰を何のために運ぶのでバス路線を設置しているのか。そもそも論が脆弱です。極端な話であるが、高齢者の移動が目的であるとした場合、高齢者が1人しか住んでいなかったら、乗客は1人でいいのであります。成功事例をうのみにして循環型小型バス、バス停間隔短縮、100円均一料金など、斬新なアイデア満載であり、これは大いに評価しています。だが、形だけまねた奇妙な路線バスが全国に蔓延し、空バスの山を作っていることは嘆かわしいと思います。住民は、いつ着くか分からないと言って

敬遠しているバスであり、自家用車を運転できるうちは移動手段として自家用車であります。

このことわざはもうやめておきます。時間がなくなってきたので。ことわざにトルストイの小説のことわざね、これやめます。

このバス、美濃加茂市が何か電気バス、EVバスですか、採用ということで4月1日から運行されるというようなことをございまして、このEVバス、そんなら幾らなのといって、小さいポンチョとの比較、EVバス、税別で1,950万円から、税別でね。ポンチョ、税別で1,600万円。ちょうど350万円違う。そんなもん8,000万円、9,000万円するとなるとウーと考えるけど、やはりカーボンニュートラル宣言やるかやらないかは別として、行政がそういうことを主導してやらないといけないよという、そういうことなんですよ。だから、私が思うには、もう発注してしまったでもう言えへん、バス初めから反対やもんで。責任取れたって、僕反対だから。だから、空バスにならぬように何とかしなきゃならないという気持ちは、賛成された皆様方と一緒にございます。

そういうような状況で一つ言うならば、世の中の情勢は地球環境の問題で脱炭素というようにありますので、当然エコ型の、要するにディーゼルですか、1番目、1き、2き、3きとありまして、1き目はヨーロッパ車と共同開発してやったんやけど、2き、3きは日野自動車が開発で進化していた。今3き目のやつを買われるんやろうと思うんですけど。

排出量－吸収量＝ゼロという、例えばバスがずっと走りました、二酸化炭素使いました、その二酸化炭素をやはり吸収しなければならないというのは行政で計算しなければならないから、私は申し上げておるわけでありまして。当然、今の役所のお持ちになっている公用車もやっぱりEV車に変えていかなければならない。それを金がないというわけにいかぬですから、例えば3か年、4か年、5か年の計画の中でやらないと、私はよくないですよというようにございまして。

次は、地域福祉策定事業について、原稿もしっかり書いてもらってあるので、原稿も読んでもらわないかん。もし、ごめんね、読めなかったら、違う手段で皆さんに発表しなきゃならないと思いますので。

地域福祉策定事業について、地域福祉計画の策定に当たっての最も重要なことは、主体的な住民の参画です。地域住民自らの地域におけるニーズや生活課題を洗い出し、その解決に向けてネットワークを組み、行動することが求められており、このことは地域福祉計画は住民の参画がなければ策定できないことを意味しています。

住民の参画の手法としては、通例行われている策定委員会への委員としての参画の

ほか、様々な手法が考えられますが、重要なことは形式的な住民参加では、計画策定そのものの意味がなさなくなるということであり、そのため住民の誰でも参画できるような仕組みに配慮する必要があります。また、住民参画に当たっては、住民の適切な判断ができるだけの十分な情報を提供することが必要です。その上で地域の生活課題を解決するにはどのような福祉ニーズがあり、それに対してどのようなサービスが最適かを考え、市町村が住民とともに地域福祉をマネジメントしていくという視点が重要です。

特に、これまで地域の関心を持ちつつ、時間的余裕や情報不足、きっかけがないことなどにより、地域活動に参加してこなかった多くの住民層への積極的情報提供により計画策定への参画を呼びかけ、策定経過や討議結果をフィードバックすることが必要と考えられます。無論、ボランティア、NPO等の民間団体などの地域福祉の推進の担い手が策定に携わることや、地域福祉活動計画を策定主体であり、これまでの小地域での地域福祉活動にも実績のある市町村社会福祉協議会との緊密な連携を図ることも重要です。また、福祉系大学などの福祉の専門家からの助言を受け、参画してもらうことが考えられます。住民参画の手法としては、アンケート、ヒアリング、ここに書いてあるようにトントントントンとあるわけですね、などの活用が必要だと。

計画の策定に当たっては、その趣旨の必要性について事前に住民への十分な広報、啓発等を行うとともに、地域福祉の機運の醸成を行っておく必要があり、また地域福祉の向上には福祉部門のほか、交通、住宅、農業、商工業振興、教育等、市町村の関係部局が連携し、十分準備を行った上で実施することが好ましく、時間的余裕を持って着実に進めていくことが必要であります。地域の捉え方として、地域福祉計画は市町村単位で策定することとされていますが、地域の捉え方は一概に決められるものでなく、市町村により様々なものとなります。

ということで、トントントントンとありまして、やはり福祉計画というのは、前回の介護関係のことでもそうですけど、知らぬと、せっかく立派な冊子を何か3月に配って、議論をされたんだろうと思うんですけど、いろいろな立場の代表の方が出られて、議論がはいはいで終わってはまずいんですね。私も2回ばかり福祉計画、議長のときに出させていただきましたけど、やっぱり真剣な議論をしようと思うと、そういう意欲のある人、そしてそういうやつにたけたそういう方々を入れてやらないと、いい地域福祉計画ができないということなんです。ああいうことはあってはならないと思います。

それで、バスでもそうですね。町長、よう皆さんの意見を聴いて、バスの今後のこともやっておみえになるので、私は町長少し変わられたなと思って、ええバスになる

ことを祈っております。福祉計画もそう。

やっぱりお金取れるような勤考をやはりしないと、税やね、やらなあかんよということ。だから、町長も羽栗中学出、私も羽栗中学出ですけれども、あそこへ中学校を造って、厚八にも中学校ができればいいと言いながら、もし岐南中のところどうするんやと。笠松競馬の大きい地権者がおって、その人が「わしはいいけどな」と、これも言葉のあれや。本当にあの中学何とかせんといかんと思うんですよ。そういう駆け引きをしながら、これある某議員から聞いたお話やけども、脅してはないけども、そういうような計画が町長はあるよといってというようなビジョンを語って、それやったらあかん、うちは手放さなあかんわという気持ちにならんだったら本当にやってしまえばいいんやで。大体15億円、両方合わせて30億円ぐらいやね。

土地を買うに対しては文科省から補助金が出るんですよ。ほんと補助メニューが取れる。だから、今のグラウンドの中で半分、中学校を造りますよと言ったら、文科省、東京へ走ってもらって補助金をもらってあげてほしいんですよ。中学校2つあればいいやないですか。今の岐南中学、毎年毎年5,000万円近くお金を出しておるわけやね、家賃を。あれをそんならどうするのと。公園造ればいい、もしあれやったら。そのぐらいのやっぱりビジョンを語っていただきたいというようなこと。

やっぱり財源があってやらなきゃだめだよというようなふうには私は思った中で、JR岐南駅もやっぱり僕はいいと思いますよ、できるんやったら。ぜひ、できるできない関係なしに、やっぱりマスタープランを作ってもらいたい。それにJRの案は15年かかるよというようなことであれば、かなり30年、40年死んでしまっておるけれども、プランを作ってもらいたい、プランを。

今から思うならば、初代片桐さんが、ここの上印食8丁目、9丁目、柳ヶ瀬にないようなまちづくりと言って用途地域まで変えてしまって、第二種住居のところこんなもの造っていいのかと言って、もし柳ヶ瀬のようなあんな犯罪の町になったらどうなるんやという意見もありました。だけど、税金が増えるといいよという中で一時は、関市のほうからも映画を観にお見えになれるは、お風呂に入りみえるは、岐南町が有名になってしまったことがあったんやけど、こんな廃墟になってしまったでしょう。時代の流れ。各務原イオン計画とかアピタ戦略とか、映画館があるから一々こんなところ来んでもいいわけやわと。どうなるんやろうと思っておったら、いい町になるね、あのときのやつが今になって正解やったわということになるわけや。名前は伏せておきますけど、お風呂はできてしまったわ、町長が推進されたんですか、東横何とかっていうビジネスホテルができるとか。あと、フォーカスポーカー、あそこにマーケットができる。これこそ税金が取れる方法だから、この岐南駅は間違いなく

できるものであるならば、税というものができれば皆様方の弱者に対してお金を使うことができますから、今の状態でどんどこ福祉や何やとやると岐南町の財政はさらなる厳しいものになって、ほかのハード面やいろいろ面に対して皆様方にご不自由をかけなければならなくなると、そういうようなことになってまいりますから、ぜひそこら辺はよろしく願い申し上げさせていただきます、私の質問とさせていただきます。

再質問ないですから、できるだけいい回答をいただけるといいなと思います。よろしく願います。終わります。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 岩田議員の本当に長い一般質問というか演説を聞いておりましたが、共感する部分も多々ありました。そうでない部分も多々ありましたけれども、やはりベテラン議員だなと思って聞いておりましたが、現実と夢とは違いますので、そこら辺はしっかりと精査してやっております。

そして、念のために言っておきますが、本当に事業の見直し、当初あった9億5,000万円の事業は没にしました。そして、私自身のいろんな制服等は全部古です。帽子から全部古です。これではいけないということで帽子だけ買ってもらうことにしましたが、全てお古で使っておりますので、一切お金は使っておりません。できるだけ精査しながらやっておりますので、これからもそういうつもりで町民の税金を無駄に使わない、そういうことを趣旨に、頭に置いてやっておりますので、よろしく願いいたします。

岩田議員の1項目め、町長の施政方針と財政の硬直による事業の見直しについての2番目の質問、施政方針についてお答えいたします。今定例会開会日に行いました私の施政方針演説に対し6点質問がありました。質問の順にお答えいたします。

1点目、公共施設の脱炭素化の推進につきましては、骨太方針2021に基づく令和4年度の国の予算のポイントを述べたものでございます。

2点目、岐南町第2次非常事態宣言は、岐阜県のまん延防止非常事態宣言の内容の中で岐南町に合ったものを導入しております。

3点目、社会的弱者と言われる方々の声に耳を傾け、可能なものは直ちに実行するにつきましては、施政方針演説で触れたとおり、事業の例で申し上げますと、新しいコミュニティバス運行事業では、高齢者のニーズに応えるため、令和3年度の当初に立案を命じ、令和4年度の運行開始を目指しております。最優先課題の新型コロナ対応ではワクチン接種にお見えになりました高齢者や町民の皆さんの生の声をお聴きし、接種会場の運営、そしてその他のことで苦情があれば直ちに担当に指示し改善して運営しております。

4点目、従来のデマンドタクシーの停留所の数を増やし、コミバスの停留所とつなぐとは、バス車両とタクシー車両の連絡ということではありません。行きはコミバスで帰りはデマンドタクシーというような利用の仕方を申し上げました。

5点目、町が保険者である国民健康保険の例で申し上げます。国民健康保険法第82条第1項では「市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない」と規定されております。その上で国が市町村の取組状況に応じて支援する保険者努力支援制度では、若い世代から健診への意識を高めるため40歳未満を対象とした健診を実施し、かつ40歳未満の被保険者に対し健康意識の向上と健診等の実施率向上のための周知、啓発の取組に対して加点の評価がされます。このことは質問のサンデー健診が、国がその実施を進める事業であることを指しておるのでございます。

最後に6点目、質問にある東小学校北校舎増築に係る設計図書は、長々と持論を述べられましたが、私もそのとき議員としておりました。よく知っております。平成18年度に作成したものでございます。その後、平成19年度、翌年度ですが、19年6月に建築基準法の改正があり、構造設計の審査なども変更されました。今回の増築工事は基準法改正の対象となり、当該設計図書は使用できなくなりました。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の1番目のご質問、給食費の一部有料化に伴う就学助成制度の推進、要支援1、2の個人負担分の補助廃止等や、例えば羽島市や笠松町が始めた家庭ごみの有償化等の経常一般財源の税以外の収入を増やすことについてお答えいたします。

議員がお示しされたこれらの助成事業を個別に見ますと、その対象となっている町民は多く、年齢や身体的、経済的状況などもまちまちであります。また、置かれた状況は人それぞれであるため、学校給食費の助成、介護予防サービス等の利用者の負担額の助成、コミュニティバスの運賃の減免、ごみの有料化などを一くくりで議論することは難しいと考えております。

いずれにいたしましても、実質賃金は横ばいで高齢化の進展により社会保険料の上昇や医療費の負担増は続き、さらに昨今の様々な物の値上がり、またコロナ禍で仕事が減っている業種も少なくなく、かかる社会情勢でこれらの助成事業は町民に必要であると考えておりますので、町といたしましては、当面継続をいたしてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 岩田議員の2項目め、令和4年度新規事業と予算全般についての1番目のご質問、経常経費の削減をどの程度努力したかについてお答えいたします。

本町の財政状況につきましては、景気の持ち直しの動きがある中、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴い、短期的には税収の大幅な増収は見込めない状況の中、社会保障費などの扶助費、物件費や公債費等の義務的経費は増加の一途をたどっております。また、経常収支比率については、令和2年度決算において90.4%と財政の硬直化傾向にあるため、経常的経費の抑制に努める必要性については認識いたしております。

そのような状況の中、令和4年度予算編成においては、事業課より要求のありました当初の歳出総額については約95億円でごございました。限られた財源の中で現在の社会情勢を勘案し、既定の事業の廃止は最小限にとどめ、町民生活への影響を考慮し、緊急性、必要性、優先度の観点から、前例にとらわれることなく事業の根幹まで踏み込んで徹底した議論と検証をして予算編成を行い、最終予算額は約90億円と5億円を削減いたしました。

削減の内容といたしましては、経常的経費である管理費の電気、水道、電話代等については、過去3年間の実績に基づいて的確に把握し、より一層の使用抑制に努めて削減を目指し、また委託料の算定については、委託業務の内容を明らかにし、特別な事情がない限り、対前年度契約額ベースでの予算といたしております。事務費など経常的、定型的な予算については、査定時の執行状況により今後の執行見込みを見積もり、適切な予算計上をいたしております。

次に、人件費につきましては、定員適正化計画に基づいた人員の範囲内により対応することとし、最小の組織、定数で最大の効果を生むことを基本に適正な予算計上を行い、また時間外勤務手当についても長時間労働の改善を図ることを前提に適切に予算計上いたしております。

そして、生活保護費につきましては、本町にはその予算科目はございませんので、扶助費に置き換えてお話をいたしますと、少子高齢化の進展に伴い社会保障関連経費については、医療、介護分野における給付費の増加や子育て支援施策の充実、強化により増加傾向となっております。したがって、町が任意で節減することが困難な経費であるため、今年度の実績ベースを基に、過度に見込むことなく、適切に予算計上いたしております。

さらに、公債費につきましては、令和3年度発行額を含め予算計上いたしました。



なお、繰上償還については借入先に対して将来支払う予定の利子相当額を補償金として支払う必要があり、繰上償還を行っても総支払額に大差はなく、受けるメリットも少ないことから、繰上償還は現在のところ実施の予定はいたしていません。

以上のように、多岐にわたる必要なサービスの質を維持しつつ、各課の当初要望額から5億円の削減を行いました。引き続き新型コロナウイルス感染症への適切な対応と、第6次総合計画の目標実現のために、真に必要な事業の実施の両立を図りながら、将来にわたり町の魅力を維持、向上させる取組を進めていくための予算編成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の2番目のご質問、羽栗グラウンド購入後のビジョンと目的との整合性についてお答えいたします。

岐南町・笠松町羽栗社会教育施設、通称羽栗グラウンドは「町民の心身の健全な発達並びに体育、レクリエーションその他の行事に供する」ことを目的に、岐南町伏屋7丁目96番地に設置した施設でございます。運動場やテニスコートなどで構成され、面積はおよそ1万3,115平方メートルで、笠松町と本町で共有しております。住宅地に位置し、駐車場もあり、町民にとって利用しやすい施設であると認識しているところでございます。

町といたしましては、本年度笠松町のほうから当該施設のうち笠松町が所有する6,772.86平方メートルの土地について売払いの意思表示がありましたので、住宅地における快適な生活環境の維持とスポーツやレクリエーションで心と体の健康の保持増進を図るなどの福祉向上のため、地域創生福祉振興基金の一部を取り崩し、不動産鑑定評価に基づく価額で購入しようとするものでございます。購入することによりまして、当該施設の運動場などの機能が維持でき、また施設を管理する上での意思決定は以後、本町単独でスピーディーに行えるようになります。

今のところ、この施設に関する新たな整備計画などは持っておりませんが、公有財産の取得後は将来的な転用の可能性を視野に入れることで、本町の様々な課題の解決や地域創生にもつながる大変有益な経営資源になるものと考えております。

次に、3番目のご質問、コミュニティバス運行事業についてお答えいたします。

岐南町第6次総合計画の策定に伴う町民アンケートの結果を受けて、町民のニーズに応えるために令和4年9月から運行を始める新しいコミュニティバスにつきましては、議員のご質問にありますように、地域公共交通を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、路線バスは採算の取れる範囲内でバス事業者が運行するといった今まで

の古い考え方ではなく、収支率が低くても税金でしっかりと維持していくという発想で主体的に取り組んでまいります。

そのサービスを必要としている町民が、コミュニティバスやデマンドタクシーに乗ろうと思える我が町の公共交通への愛着の醸成、さらに地域で育てる公共交通という住民意識を高める、そういった取組も持続可能な地域公共交通の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、当該事業に対する国や県の補助金につきましては、事業を計画する上で重要な事項ではございますが、本町に最も適した公共交通の在り方が何であるかを議論の真ん中に据えて検討を続ける考えでございます。

公共交通の関連事務は特に専門性が高く、調整を要する関係機関も多いため、情報の共有に努め、業務に遅れなどが生じることのないよう進めております。さらに、担当職員の異動の際には十分な事務の引き継ぎなど、課長以下の指揮の下、万全を期してまいります。

次に、カーボンニュートラルの手法についてでございますが、コミュニティバス運行時に排出される温室効果ガスの削減につきましては、車両そのものを排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車、いわゆるZEV（ゼロエミッションヴィークル）の中から選択することが最善ではございますが、令和3年10月議会で木下議員にご質問いただいた際にもお答えいたしておりますとおり、まだまだ非常に高価であることから、当面の間は導入は困難であると考えております。今後、低コスト化が進み、選択肢として加えることが現実的になった折には、積極的に採用を検討し、温室効果ガスの削減に努めてまいりたいと考えております。

また、温室効果ガス削減に向けての取組につきましては、コミュニティバス事業のみならず、町全体を見据えた取組が必要となります。引き続き、県、近隣市町との連携を模索するとともに、他自治体の施策なども参考としながら、町、住民、事業者が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 岩田議員の2項目めの4つ目のご質問、地域福祉計画策定の考え方についてお答えをいたします。

令和4年度新規事業として計画いたしました地域福祉計画策定事業は、令和5年度が終期である第3期岐南町地域福祉計画の次期計画を策定するもので、令和6年度が令和10年度までの5年間で計画期間といたしております。この地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるもの

で、現計画の策定に当たりましては、平成30年度単年度で計画審議をしておりました。その際、ニーズ調査といたしましては、無作為抽出による20歳以上の町民1,000人、地域福祉の担い手であります民生・児童委員及び自治会やボランティア団体など、地域福祉活動団体90団体を対象にアンケート調査を実施いたしてまいりました。

また、アンケート調査に加えまして、小学校区ごとのワークショップを開催し、民生・児童委員、自治会、ボランティア団体、PTAなどの代表者の皆様に参加していただきまして、新しい地域福祉計画の協議の方向性等について多様に検討いたしました。これらのニーズ調査と地域福祉をめぐる国の動向や本町の現状を基に策定委員会で協議、及びパブリックコメントの実施の行程を経ております。

なお、策定委員会の委員は、岐南町地域福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、当時の名称で町議会から民生建設常任委員会委員長、自治会連合会長、民生委員児童委員協議会会長、老人クラブ連合会会長、識見を有する者として町社会福祉協議会会長、学識経験者の岐阜経済大学専任講師、そして行政代表として民生部長の7名でございました。

この計画を実効性のあるものにするためには、主体的な住民の参画が重要であり、次期計画の策定につきましても、現計画策定時の町民の方の意見を聴取する策定方法を継承しつつ、令和2年の社会福祉法の一部改正を踏まえ、令和3年3月31日付で厚生労働省から発出されております「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正についての通知にございます市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを参考に進めてまいります。

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の上位計画であり、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、その他の関連する計画との調和を図りつつ、かつ福祉、保健、医療及び生活関連分野との連携を確保して策定する必要がございます。そのため全庁的に取り組むことが不可欠であると考えております。

また、住民参画の手法につきましては、地域生活課題に関するニーズ調査といたしまして、対象者数を前回の1,000人から1,500人に増やした町民対象アンケート調査、民生委員・児童委員対象アンケート調査、地域福祉活動団体対象アンケート調査及び小学校区ごとのワークショップの開催を前回同様実施を計画いたしております。

加えて、岐南町社会福祉協議会が地域課題のアセスメントのために開催しております「がやがやカフェ」との連携、住民参加の各種イベントにてご意見をお聴きすると同時に、広報紙、ホームページの活用など、多様な方法で地域福祉計画策定における住民参画の機会にしてまいりたいと考えております。

さらに、策定委員会につきましても、ガイドラインにおいて策定委員会は必要に応じて適宜委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し、地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聴くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当であると示されておりますので、これに沿って進めてまいります。

なお、令和3年度をもって計画期間3年が経過いたしますので、令和4年度において進捗状況を確認、検証し、評価を実施してまいります。その評価につきましては、策定委員会で実施するとともに、必要に応じてワーキングチームを設け、協議することも考えてまいります。

繰り返しになりますが、昨今の生活様式の多様化や個人主義的傾向が強まる中、複雑化、複合化してきております地域生活課題の解決に向け、町民の皆様が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保し、問題に対する関心の共有化への動機づけとし、地域社会におけるより多くの地域生活課題に視野を広げ、地域福祉の推進につながるよう全庁的に取り組んでまいります。

以上でございます。

—————◇—————

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。明日3月17日午前10時から会議を開きます。

午後2時33分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

後藤友紀

岐南町議会議員

櫻井明